

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 栴の里 利用契約重要事項説明書

1 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-691-0074（午前9時30分～午後5時30分まで）

担当 三村 洋一 野中 陽介

*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム栴の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム栴の里
所在地	東京都八王子市宮下町355番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 東京都第1372900298号

(2) 施設の職員体制（令和8年6月1日現在）

	常 勤	非 常 勤	計
施設長	1		1
事務職員	2	2	4
生活相談員	2		2
看護職員	4	3	7
介護職員	23	2	25
栄養士（管理栄養士）	1		1
機能訓練指導員		14	14
医師		3	3
介護支援専門員	2		2

調理部門は委託となっております。

(3) 施設の設備の概要

定員	80名	介助浴室	1室	食堂	3ヶ所	
居室	4人部屋	17室	特別浴室	1室	機能訓練室	1室
	3人部屋	2室	静養室	1室4名	会議室	1室
	1人部屋	6室	医務室	1室	相談室	1室

3 サービス内容

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| ① 施設サービス計画の立案 | ②食 事 | ③入 浴 |
| ④介 護 | ⑤機能訓練 | ⑥生活相談 |
| ⑦健康管理 | ⑧特別食の提供 | ⑨理美容サービス |
| ⑩預り金管理サービス | ⑪所持品保管 | ⑫レクリエーション 等 |

4 利用料金

(1) 基本料金

- ①施設利用料

従来型個室（1日につき）

	1日あたりの自己負担分（1割/2割/3割）
要介護度1	629円/1, 258円/1, 887円
要介護度2	703円/1, 407円/2, 111円
要介護度3	781円/1, 563円/2, 345円
要介護度4	856円/1, 713円/2, 569円
要介護度5	930円 /1, 860円/2, 790円

多床室（1日につき）

	1日あたりの自己負担分（1割/2割/3割）
要介護度1	629円/1, 258円/1, 887円
要介護度2	703円/1, 407円/2, 111円
要介護度3	781円/1, 563円/2, 345円
要介護度4	856円/1, 713円/2, 569円
要介護度5	930円 /1, 860円/2, 790円

*入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

②食費 1日あたり 1,445円

③居住費 1日あたり 1,171円（個室） 855円（多床室）

(2) その他の料金

①理美容費・・・個別対応

②預り金管理サービス費・・・1ヶ月につき 3,000円

③日常生活費・・・1日 Aセット50円

1日 Bセット20円 ※全て持ち込みの場合0円

④テレビ・電気代・・・1日 30円

⑤処分費・・・私物・衣類等ダンボール箱一箱(大) 3,000円

上記の他、買い物サービスの費用などは自己負担になります。

(3) 基本料金の減免措置

所得に応じた減免措置があります。

(4) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、27日までに預り金口座にご入金ください。

お支払方法は、【口座引き落とし】となります。

(5) 施設利用にあたっての留意事項

受診

協力病院は仁和会総合病院・日の出ヶ丘病院・北野台病院・南多摩病院・右田病院・清智会記念病院です。協力歯科医療機関はコンパステナルクリニックです。施設の協力病院へ

7 緊急時・事故発生時の対応方法

- ① 事故発生時、ご利用者に容体の変化等があった場合は、事故対応指針および事故発生時の対応マニュアルに基づき、速やかに保険者や必要に応じて八王子市及び東京都に連絡するとともに、利用者のご家族等に連絡を行う等必要な処置を行います。
- ② 事故内容等につきましては、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、市区町村等に連絡し、報告書を作成致します。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかにを行います。

8 非常災害対策

- ・防災時の対応 緊急時災害マニュアルによる
- ・防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・火災報知器・屋内消火栓
消火器等設置
- ・防災訓練 毎月1回以上(訓練内容は消防署へ提出)
- ・防火責任者 内 藤 昭 彦

9 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法

- ① 当ホームは、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において利用者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認します。
- ② 当ホームは、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、利用者・その家族に説明し同意を得るものとする。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録します。
- ③ 施設長・看護職員・生活相談員・主任介護職員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行います。
- ④ 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めます。
- ⑤ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をいたします。
- ⑥ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ⑦ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

10 虐待防止対応

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。
- ② 虐待防止を図るため、施設内における人権擁護委員会を設置し定期的又は虐待発生時の都度開催いたします。
- ③ 虐待防止対応責任者は、人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を入居者及びご

家族等に啓発します。

- ④ サービスの質の向上を図るため、虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示いたします。
- ⑤ 提供されたサービスの内容において、虐待と感じられた場合、ご不明な場合には「11サービス内容に関する相談・苦情」に示す責任者・担当者へお問い合わせください。
- ⑥ 虐待の通報は、「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けをいたします。

電話 042-691-0074

虐待防止対応責任者 施設長 内藤 昭彦

11 サービス内容に関する相談・苦情

利用者又はご家族等は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はご家族等に1ヵ月以内に報告いたします。

①介護保険相談・苦情窓口

電話 042-691-0074

苦情解決責任者 施設長 内藤 昭彦

苦情解決担当者 福祉係 大原 三村

②その他

施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177

介護保険証記載の区市町村介護保険担当係にご相談ください。

12 第三者評価の実施状況

当ホームでは、より良いサービスの実施を目指して、東京都福祉サービス第三者評価（利用者に対する調査）を実施します。この評価は、東京都福祉サービス評価推進機構によって認証されている評価機関が実施します。利用者又はご家族等がサービスを選択するため、そして事業の透明性を確保するための情報提供を行うとともに、評価結果をとうきょう福祉ナビゲーションに公開します。

利用者に対する調査	
直近の実施年月日	2024年10月17日～2025年1月8日
評価機関名称	特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター

福祉サービス第三者評価	
直近の実施年月日	20253年10月2日～2026年2月18日
評価機関名称	特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター
開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm